

回答書

(案件名) 2019年度東京センター塵芥収集運搬処理業務

(公告/公示日: 2019年2月15日付) について、以下のとおり回答します。

通番	質問	回答
1	本年度から乾電池が追加されましたが、品目としては産業廃棄物収集運搬・処分の「金属くず」「汚泥」という認識で宜しいのでしょうか。こちらは収集運搬・処分の両方の許可が必要という事なのでしょうか。	乾電池・蛍光灯処理に関して、収集・運搬・処理業者が1社で対応出来ることが好ましいが、収集・運搬のみの許可しか保有しない場合は、収集・運搬業者、中間処理業者（処分業者）、発注者との3者契約も可とする。また、3社契約の場合、処分業者への裾切り方式の書類は不要とする。本回答を、通番1, 2, 3に関するの共通回答とする。
2	入札広告 3 競争参加資格（8）（P.3）に「水銀使用製品産業廃棄物」の取り扱いの許可を受けているものとございますが、こちらは収集・処分の両方で「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を得ているという認識で宜しいのでしょうか。	
3	上記に2つの質問に関して、運搬のみの許可で構わないという場合、運搬業者、処分業者、東京センターと3社契約をするのでしょうか。3社契約を行う場合、処分業者に対しても裾切り方式の事前提出書類等は必要なのでしょうか。	
4		